

おだわら成年後見制度利用促進指針

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でないことにより、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。

成年後見制度はこのような自分一人で判断することが難しい人に対して、後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

(例) 身寄りのいない認知症高齢者がリフォーム詐欺にあいそうになった

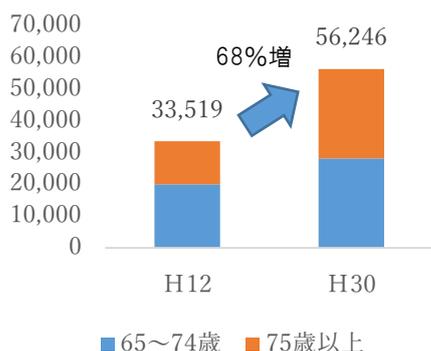


たとえ、だまされて契約しても、後見人等がリフォーム工事の契約を取り消してくれます

成年後見制度のニーズの高まり

本市においては、高齢化の進展とともに、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれ、知的障がい者や精神障がい者も同様に増加が見込まれています。今後の医療・福祉・介護のニーズの拡大と併せ、成年後見制度に対する市民ニーズもますます高まるものと予測されます。

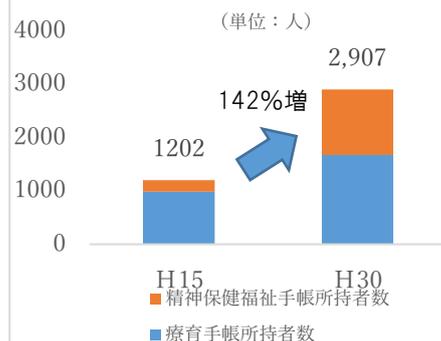
高齢者数の推移 (単位：人)



要支援・要介護認定者の
認知症高齢者数の推移



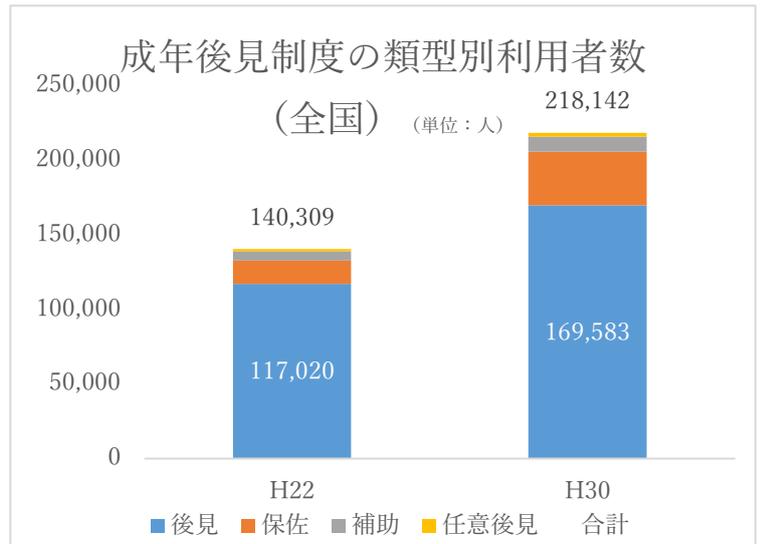
知的障がい者数・
精神障がい者数の推移



成年後見制度の課題

全国的に成年後見制度の利用者数は年々増えており、平成30年には約22万人となりました。しかしながら、認知症高齢者や障がい者等の人数と比較すると、成年後見制度の利用が必要な人に成年後見制度が十分に利用されているとは認められない状況があります。

本市においても、平成30年の成年後見制度の利用者数は507人で、全国と同様に、成年後見制度が十分に利用されていない現状があります。



成年後見制度が十分に利用されていない理由として

- 成年後見制度の認知が十分でない。
- 親族よりも専門職が後見人等に選任される傾向があり、本人の意思決定支援や身上保護の福祉的な視点に乏しい運用がされている。
- 社会生活上、大きな支障がない限り、制度が利用されない。
- 本人やその親族、後見人等を支援する体制が十分に整備されていない、相談窓口がない。
- 手続き、報酬など経済的に費用負担が困難なことから利用しづらい。
等が挙げられます。

国の動きと指針策定の経緯

成年後見制度が平成12年に導入され20年が経過しました。近年少しずつ利用者は増加傾向にあるものの、十分に利用されている状況とは言えません。このような状況を踏まえ、国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年5月に施行しました。

本市においても、今後、成年後見制度のニーズが高まることを見込まれ、このような人への支援や成年後見制度の理解を進める対応がさらに必要になることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策を整理し、総合的、かつ計画的に推進するため、「おだわら成年後見制度利用促進指針」(以下「本指針」といいます。)を作成しました。

本指針は令和4年からの「第4期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の一部に位置付け、権利擁護施策の一体的な整備を図っていきます。

本指針の基本理念等と施策の体系

基本理念

**誰もが権利を守られ 自分らしく安心して
暮らし続けることを 地域で支え合うまち**

●基本目標

1 制度の理解を深め、利用促進につなげる

市民だけでなく、地域の支援者や関係機関に対し、成年後見制度への理解がより一層深まるよう普及啓発を行います。

2 相談窓口の整備を行い、適切な支援を行う

本人や家族、関係機関等が、成年後見制度について気軽に相談できる窓口を整備し、後見人等の支援にも取り組みます。

3 地域連携ネットワークを構築して、支援体制充を図る

成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、必要な支援につなげるため、法律専門職や地域の支援者、関係機関等とのネットワークを構築します。また、地域の新たな権利擁護の支援者として市民後見人の養成に取り組みます。

●施策

- 1 成年後見制度の理解の促進
- 2 相談支援体制の充実
- 3 地域連携ネットワークの構築
- 4 市民後見人の養成・支援
- 5 制度を利用しやすい仕組みづくり
- 6 不正防止に向けた取組

● 施策の展開

1 成年後見制度の理解の促進

- 成年後見制度の基本的な内容や、利用手続き、後見人等の業務など多くの市民に知られていない状況があります。
そのため、誰に、何を知ってもらうことが必要なのかを考え、対象者別の普及啓発(研修等)を行います。
- 難解な成年後見制度を分かりやすく解説したパンフレット等を作成し、市民に配布して、市民に正しい理解を促します。

★ 民生委員向けの研修



多くの市民に成年後見制度の理解がされると、本人や本人に身近な人が成年後見制度の利用を必要としている人に気づくことができ、迅速な相談支援につなげることができます。

2 相談支援体制の充実

- 本市には成年後見制度の専門相談窓口がないため、相談をしたくても、どこに相談したらよいのか分からず、十分な相談支援につなぐことができない状況があります。
そのため、成年後見制度の専門相談窓口を整備し、成年後見制度の利用が必要と思われる人を発見した人の相談を受けたり、関係機関からの専門性の高い相談を受けたりと、必要な支援につなぐことを目指します。

成年後見制度の専門相談窓口ができることで、本人自身や家族、関係機関等が困ったことがあれば気軽に相談することができます。また、成年後見制度以外の権利擁護相談も広く相談を受け付けることができるようになります。



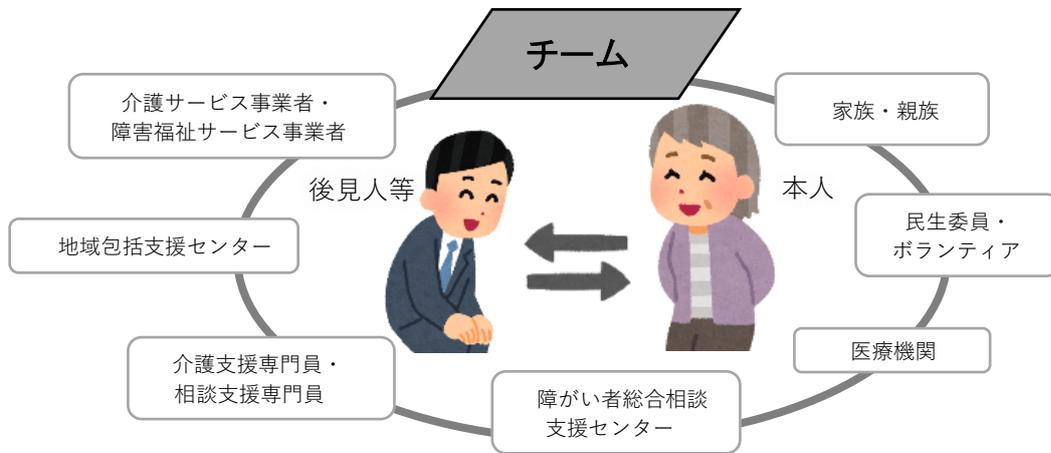
専門相談窓口が
整備されていれば

専門相談窓口による相談



3 地域連携ネットワークの構築

- 本人や後見人等が孤立せず、本人の意思決定の支援に重きを置いた身上保護を行うため、本人を中心とした支援者間のチーム(親族、後見人等、福祉・介護関係者、医療機関、地域住民)を作り、チームで連携し支援します。



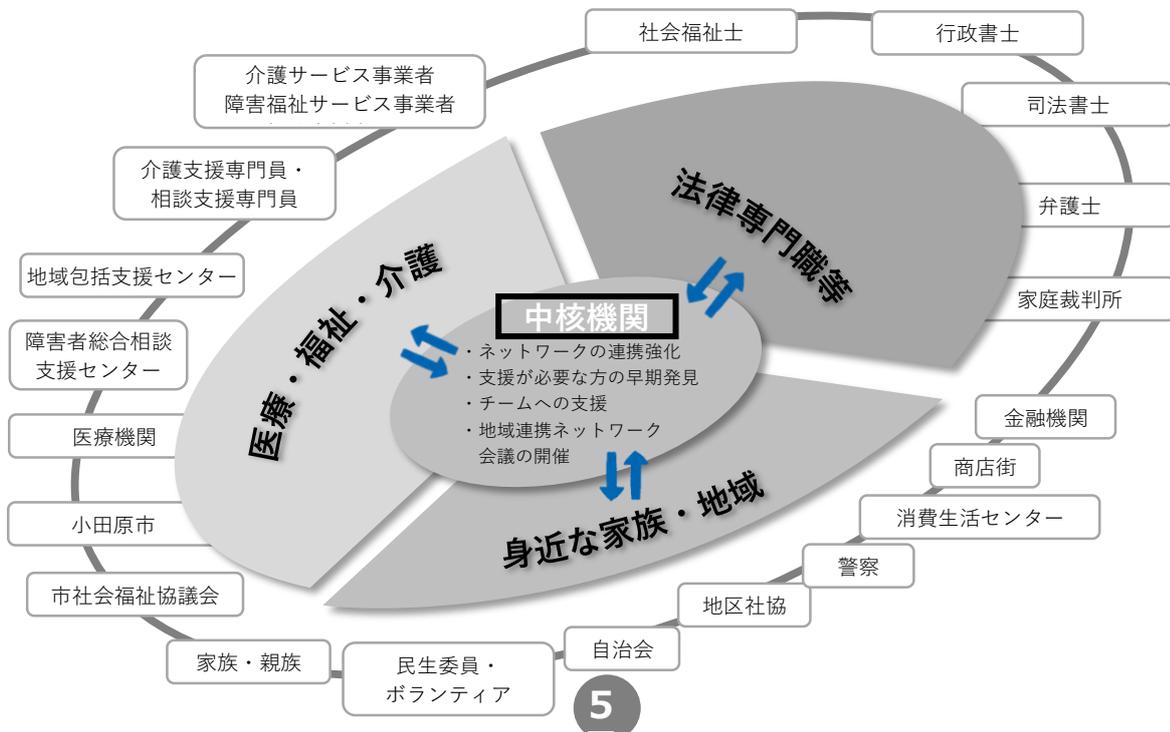
- 日頃から支援者間でネットワークを構築することで、「チーム」がより円滑に機能し、本人の思いを反映し、本人に寄り添った支援ができます。

このような支援者間の連携の積み重ねにより、既存のネットワークに加え、法律専門職等の他分野の関係者を含むネットワークが構築され、地域全体の本人を見守る力が高まります。

地域のネットワークがつながることで、地域が成年後見制度の利用の必要な人に早く気付くことができ、成年後見制度の利用に関する早期の支援、継続的な支援につなげることができます。

そのために、「(仮称)地域連携ネットワーク会議」を設置し、連携の在り方や地域課題及びネットワークの構築等について検討していきます。

地域連携ネットワークのイメージ図



4 市民後見人の養成・支援

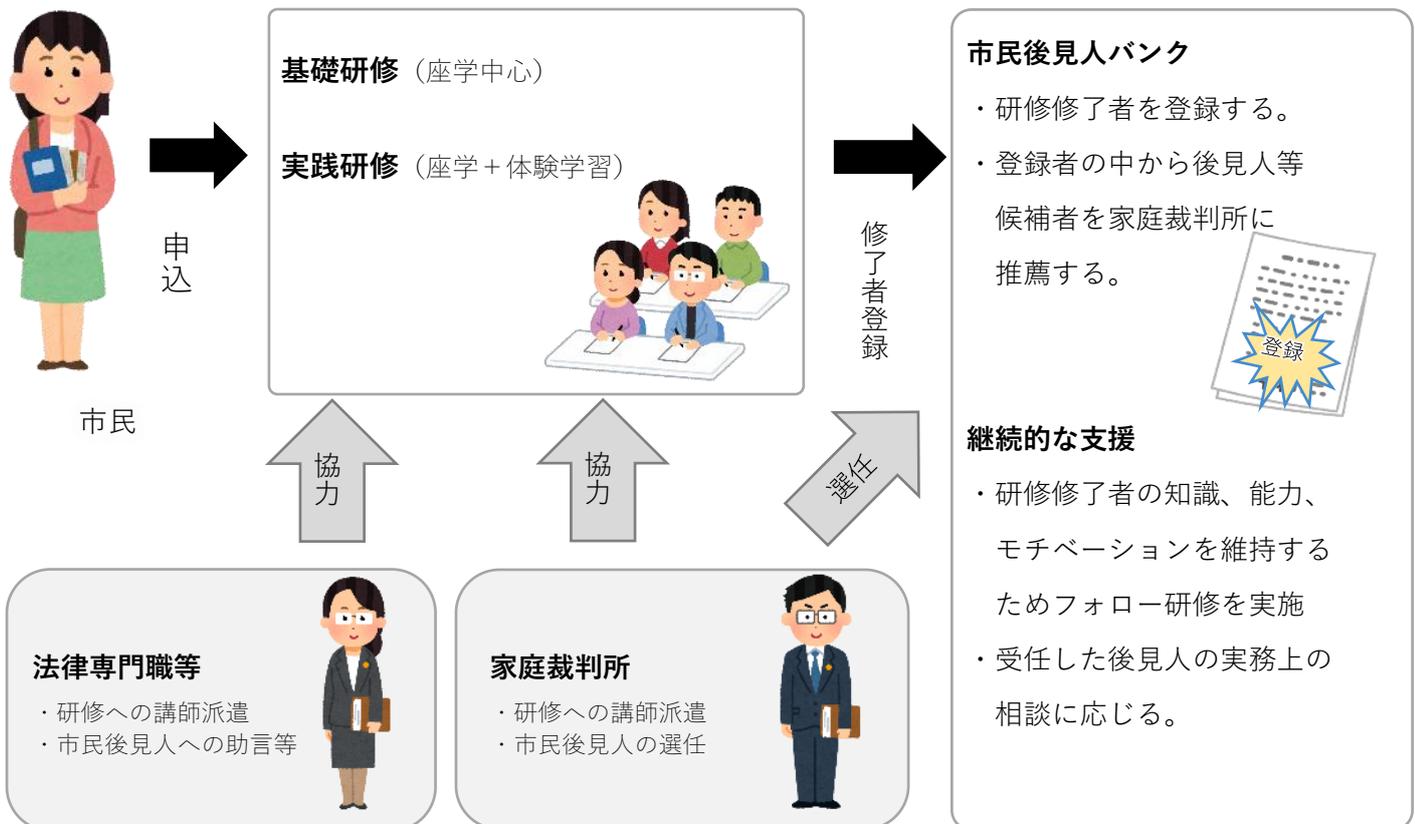
- 成年後見制度の利用の需要は一層高まるものと見込まれており、このような時代の要請に応えるため、後見人等の担い手として、**市民後見人を養成・支援**していきます。

市民後見人とは、**同じ市民の立場に立って本人に寄り添い、地域の実情を熟知したうえで、その実情に即した本人の意思を丁寧にくみ取って後見活動を進めていくことが可能な市民の後見人**です。

- **市民後見人養成講座(基礎・実践研修)**を開催し、法律専門職等と連携し市民後見人の養成に努め、家庭裁判所と連携して市民後見人の選任に向けた取組を進めていきます。

市民後見人の養成事業を通じて、多くの市民が制度についての理解を深めることができるようになります。結果、市民の共助の精神を醸成し、たとえ本人が認知症等になったとしても、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指していきます。

市民後見人養成のイメージ図



5 制度を利用しやすい仕組みづくり

- 専門相談窓口では、後見人等や「チーム」からの相談に応じ、円滑に後見活動が実施されるよう支援していきます。
- 親族後見人同士のネットワークを構築し、家庭裁判所と密な連携を取りながら親族後見人の活動を支援していきます。
- 成年後見制度の利用が必要な方で、申立者が不在の場合は、市長による申立て手続きを実施していきます。また、生活に困窮している方が制度を円滑に利用できるよう、費用について助成する制度の在り方を検討します。

後見人等が活動する上での困りごとを解決するための支援や、成年後見制度を利用する上での障壁を取り除くなど、利用しやすい仕組みづくりを整備することで、成年後見制度の利用が一層促進していきます。

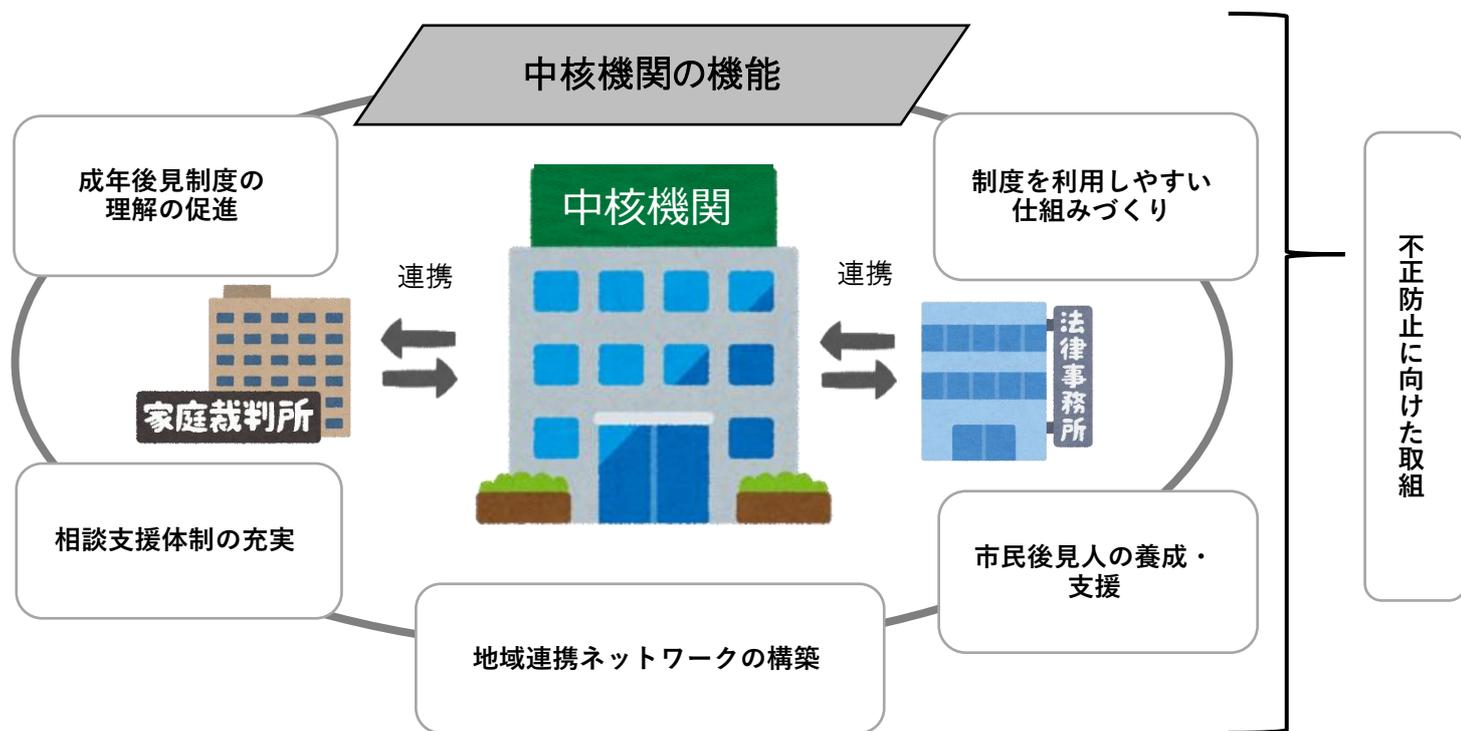
6 不正防止に向けた取組

- 成年後見制度の利用を促進していくためには、不正事案の発生を未然に防止する仕組みづくりが重要となります。
- 仮に後見人等の不適切な行為が把握された場合は、家庭裁判所と連携して必要な対応を行います。

1～5の施策の取組を実施し、「チーム」や地域連携ネットワークの見守り体制が構築されることで、後見人等が孤立することなく、日常的に後見活動について相談できる環境が整備され、相互作用にて不正の発生を未然に防止することができます。

成年後見制度の利用促進における推進体制

- 本指針の基本理念の実現及び成年後見制度の利用の促進を進めていく、中核的な役割を担う中核機関を令和4年度内に設置します。中核機関は法律専門職と連携し、成年後見制度の利用の促進を図るために、先に記載した1～6の施策を段階的・計画的に実施していきます。



- 成年後見制度利用上の課題を把握し、今後の取り組むべき施策や方向性についての検討を行い、中核機関が適切かつ円滑に運営されるよう、「(仮称)成年後見制度利用促進審議会」を設置し、中核機関と連携し、支援していきます。

(仮称) 成年後見制度利用促進審議会

- ・基本理念の実現に向け、成年後見制度の利用促進に向けた取組状況を調査審議
- ・関係機関の連携が一層図られるよう地域連携ネットワークのあり方を審議



おだわら成年後見制度利用促進指針（概要版）

令和3(2021)年3月 発行：小田原市福祉健康部 福祉政策課・高齢介護課・障がい福祉課
〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地 電話：0465-33-1864 FAX：0465-33-1838